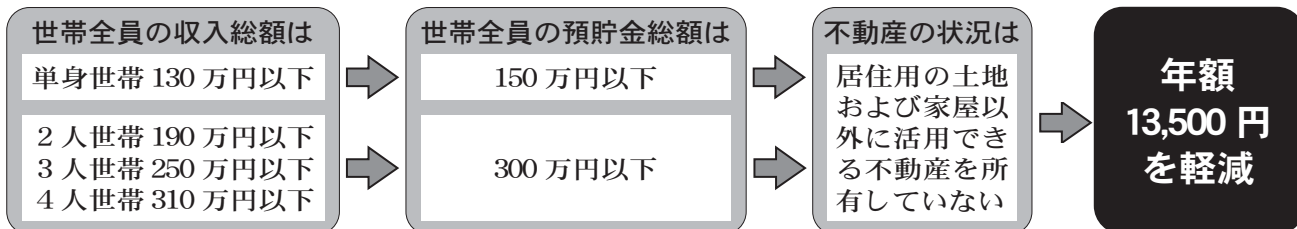


介護保険料軽減の対象に該当しませんか

市は、第1号被保険者(満65歳以上)の介護保険料の軽減を行っています。
 保険料が第3段階で、下記の要件に該当する方は、申請により保険料が軽減されます。
 また、課税年金収入がない第3段階の方は、所得の申告で第2段階に該当する場合があります。



■申請に必要な物

▷本人の印鑑 ▷平成24年中(1月～12月)の世帯全員の収入がわかるもの(年金の支払通知、所得税の源泉徴収票、確定申告書などの写し) ▷世帯全員の全ての預貯金通帳またはその写し ▷平成25年度介護保険料納入(付)通知書(7月上旬発送予定)

■申請の手続き

7月16日(火)から市高齢・介護室、北村・栗沢支所保健福祉課で行います。なお、申請した月の翌月に軽減の決定内容(非該当も含む)をお知らせします

問合せ先 市高齢・介護室介護保険係

固定資産税の減額制度 ご活用を

次の軽減を受ける方は、いずれも、工事が完了した日から3か月以内に申告してください。

○住宅のバリアフリー改修

平成26年3月末までに改修工事が完了し、次の要件を全て満たす住宅は、翌年度、家屋の固定資産税の3分の1を減額します。(1戸当たり100㎡を限度)

- 平成19年1月1日以前に建築した住宅(賃貸は除く)
- 65歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けている方、障がいのある方のいずれかが居住する住宅
- 補助金などを除いた自己負担額が50万円以上で、廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室の改良、便所の改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、引き戸への取り換え、または、床表面の滑り止め化のいずれかの工事

○住宅の省エネ改修

平成26年3月末までに改修工事が完了し、次の要件を全て満たす住宅は、翌年度、家屋の固定資産税の3分の1を減額します。(1戸当たり120㎡を限度)

- 平成20年1月1日以前に建築された住宅(賃貸は除く)
- 天井や壁、床など外気などと接する箇所の断熱改修で、窓の改修を伴う50万円以上の工事

家屋の取り壊しや所有者の変更をしたときは届け出を

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に1年分を課税します。家屋の取り壊し、売買や贈与、相続などで所有者が変わった場合は、忘れずに届け出をしてください。

なお、提出書類などはお問い合わせください。

登記済みの家屋は・・・札幌法務局岩見沢支局(有明町南1)

☎22局0619

未登記の家屋は・・・市税務課資産税係

固定資産の調査にご協力を

平成24年1月2日以降に、新築または増築した家屋の調査を行っています。調査の前に連絡しますのでご協力をお願いします。

また、建築確認申請の必要のない地域の方は、新築または増築した家屋の完成後、速やかにご連絡ください。

問合せ先 市税務課資産税係